

筑西市等職員の退職管理に関する規則

平成 28 年 3 月 10 日
公平委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき、筑西市等公平委員会を共同設置する地方公共団体の職員が再就職者から同項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けたときの筑西市等公平委員会への届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手續)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 7 項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、依頼等届出書（別記様式）を筑西市等公平委員会に提出して行うものとする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

筑西市等公平委員会委員長 様

所属
氏名

依 頼 等 届 出 書

地方公務員法第38条の2第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出者	ふりがな 氏 名	生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）
	所属・職	
2 要求又は 依頼をした 再就職者	ふりがな 氏 名	
	要求又は依頼の日時 年 月 日 時	
	勤務先の名称・役職	
	離職時の所属・職	
3 要求又は 依頼の内容		